

平成 16 年 8 月 23 日

各 位

上場会社名 株式会社トランスジェニック
(コード番号 2342 東証マザーズ)
(URL <http://www.transgenic.co.jp>)
本店所在地 熊本県上益城郡益城町田原 1155-5
代表者名 代表取締役社長 是石 匡宏
問合せ先 専務取締役 田中 淳
電話番号 092-736-8010(代)

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 23 日(月)開催の当社取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 社債の名称 | 株式会社トランスジェニック第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(特定国内転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。) |
| 2. 社債の発行価額 | 額面 100 円につき金 100 円(各社債の額面金額 50,000,000 円) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日および発行日 | 平成 16 年 9 月 8 日(水) |
| 5. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全額を大和証券エスエムピーシー株式会社に割り当てる。 |
| (2) 発行価額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (3) 申込期間 | 平成 16 年 9 月 8 日(水) |
| (4) 申込取扱場所 | 株式会社東京三菱銀行 本店 |
| 6. 新株予約権に関する事項 | |
| (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 新株予約権の総数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額および転換価額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初金 173 円とする。 |

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年8月23日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を5.49%上回る額とした。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額中資本に組入れる額とは、前記転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間
 本社債の社債権者は、平成16年9月9日から平成18年9月7日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。また、当社が本社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本社債の社債券（登録をした本社債にかかる本社債を繰上償還する場合は、繰上償還請求書）が第11項記載の償還金支払場所に提出されたとき以後、本新株予約権を行使することができない。
- (8) 転換価額の修正
 本社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本社債の社債要項に従い当社が適正と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が51.9円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が242.2円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整
 当社は、本社債の発行後、当社の普通株式数の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済株式数から当社が有する普通株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の発行または当社が有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (10) 新株予約権の消却事由および消却の条件 消却事由は定めない。
- (11) 新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日 行使請求により交付された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込みに関する事項 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
- (13) 行使請求受付場所 名義書換代理人 三菱信託銀行株式会社 証券代行部
- (14) 行使請求取次場所 株式会社東京三菱銀行 本店
7. 社債に関する事項
- (1) 社債の総額 金 20 億円
- (2) 各社債の金額 金 5 千万円の種類
- (3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還期限 平成 18 年 9 月 8 日（金）
- (5) 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号 乃至 に定める金額による。
- (6) 償還の方法
本社債の元金は、平成 18 年 9 月 8 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本号 乃至 に定めるところによる。
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内に繰上償還しようとする旨その他必要事項についての事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき次の金額で繰上償還することができる。
平成 16 年 9 月 9 日から平成 17 年 9 月 8 日までの期間については金 101 円
平成 17 年 9 月 9 日から平成 18 年 9 月 7 日までの期間については金 100 円
当社は、本社債の社債権者に対して、30 日以上前までに事前通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円でいつでも繰上償還することができる。
本社債の社債権者は、償還すべき日の 10 銀行営業日前までに当社に対して事前通知を行い、かつ、当該本社債券を第 11 項記載の償還金支払場所に提出することにより、いつでもその保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。登録をした本社債にかかる本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本社債券の提出に代えて、当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、第 10 項記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。
本社債を償還すべき日（本号 乃至 の規定により本社債を繰上償還する日を含む。）が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (7) 社債券の形式 無記名式とする。
なお本社債については、商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより、いかなる場合においても、社債部分と本新株予約権とを分離して譲渡することはできない。
- (8) 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
- (9) 財務上の特約（担保提供制限）

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（ただし、下記に定める担附切換条項が特約されている無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。また、上記ただし書における担附切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定するための特約、または当社がいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

本号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

8. 社債管理会社の不設置

本社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

9. 取得格付

取得していない。

10. 登録機関

株式会社東京三菱銀行

11. 償還金支払事務取扱者および償還金支払場所

株式会社東京三菱銀行 本店

12. 上場申請の有無

なし。

13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<ご参考>

1. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

手取概算額 1,984 百万円については、全額研究開発資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、当社設立以来、無配当であり、平成 16 年 3 月期末においても配当可能利益は計上されておられません。

今後においては、収益力改善に取り組み、累積損失を解消することで配当可能利益を確保してまいる方針であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、設立以来無配当であり、平成 16 年 3 月期末においても配当可能利益は計上されておられません。

当面は、収益力改善に取り組み、累積損失を解消することで配当可能利益を確保してまいる方針であります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株あたり当期純利益	55,610.40 円	20.93 円	25.04 円
1 株あたり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	- %	- %	- %
株主資本配当率	- %	- %	- %

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 16 年 8 月 23 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 19.29%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成 14 年 12 月 10 日	2,484 百万円	2,285 百万円	2,338 百万円	上場時の公募増資
平成 15 年 1 月 8 日	287 百万円	2,403 百万円	2,515 百万円	オーバー・アロットメントによる第三者割当増資

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	- 円	235 円	164 円	160 円
高 値	- 円	267 円	213 円	289 円
安 値	- 円	156 円	115 円	159 円
終 値	- 円	169 円	162 円	164 円
株価収益率	- 倍	- 倍	- 倍	- 倍

- (注) 1 当社株式は平成14年12月10日から東京証券取引所マザーズに上場されておりますので、それ以前については、該当ありません。
- 2 平成17年3月期の株価については、平成16年8月23日現在で表示しています。
- 3 平成15年3月期および平成16年3月期については、当期純損失が計上されているため、株価収益率については、記載しておりません。

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		大和証券エスエムピーシー株式会社
割 当 金 額 (額 面)		金2,000,000,000円
払 込 金 額		金2,000,000,000円
割 当 予 定 先 の 内 容	住 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 斎藤辰栄
	資 本 の 額	2,056億円(注)
	事 業 の 内 容	証券業
当 社 と の 関 係	大 株 主	
	出 資 関 係	株式会社が保有している割当予定先の株式の数
	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数
	取 引 関 係	主幹事証券会社
	人 事 関 係	なし

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成16年8月20日現在のものです。

以 上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。